技術支援制度（技術指導、依頼試験、技術開発派遣指導）に係る道総研の名義使用について

日頃から、道総研をご利用いただきまして、ありがとうございます。

技術支援制度（技術指導、技術開発派遣指導、依頼試験）の結果および成果等をもとに、カタログ、パンフレット、ホームページ、商品包装等の広告物に、道総研の名義の使用する場合は、事前に名義使用の承認手続きが必要になります。

名義使用の承認手続きの詳細につきましては、道総研のホームページでご確認いただくか、または技術支援制度を担当した試験機関にお問い合わせ下さい。

広告物への名義使用の例

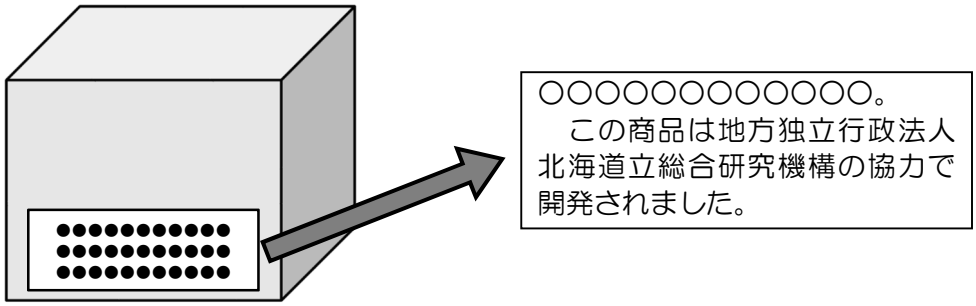

広告物への名義使用の流れ

名義使用を希望される方	担当する試験研究機関
名義使用承認申請書と広告物の原稿を提出 →	内容の確認・諾否の決定（場合によっては修正指示）
	↓
← 広告物の作成	名義使用承認書の交付
↓	
広告物の完成 広告物１部の提出 →	

お問い合わせ先：

技術支援制度を依頼した試験研究機関または総合相談窓口にご相談下さい。

【本部連携推進部（総合相談窓口）】

電話０１１－７４７－２９００　FAX０１１－７４７－０２１１

メールアドレス hq-soudan■hro.or.jp　（■を小文字の@に変えてから送信して下さい）